

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱

【平成30年8月15日告示第486号】

改正 平成31年3月29日告示第150号

改正 令和2年3月31日告示第167号

改正 令和3年3月19日告示第126号

改正 令和6年3月28日告示第157号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に基づく子育て世帯訪問支援事業として、様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、その居宅において育児、家事等（以下「家事等」という。）に関する支援を行う訪問支援員（以下「サポーター」という。）を派遣する奈良市エンゼルサポート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、家庭における養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市は、適切な事業の運営が確保できると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業を利用できる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす家庭で、家事等の支援が必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 同居人、親族若しくは知人からの支援又はその他の子育てサービスの利用が困難な家庭であること。
- (3) 次のいずれかに該当する家庭であること。
 - ア 出産、子育てに対して不安、負担感等を抱え、家事等が困難な妊婦のいる家庭
 - イ 小学校就学前の子を養育する保護者（里親を含む。以下同じ。）のいる家庭であり、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間において、子育てに対して不安、負担感等を抱え、家事等が困難な家庭
 - (イ) 家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれがある家庭
 - (ウ) その他市長が特に子の養育の支援の必要があると認める家庭

(事業の内容)

第4条 事業は、次に掲げる家事等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 住居の掃除又は整理整頓
- (3) 被服の洗濯
- (4) 生活必需品の買物
- (5) 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴^{もく}の補助
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項各号の支援は、対象家庭の居宅において子の保護者の在宅時に行うものとする。

(派遣の実施日時)

第5条 事業を実施できる日及び時間（以下「実施日時」という。）は、次に掲げる日を除く日の午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、実施日時を変更できるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 サポーターの派遣時間は、1回当たり2時間以内とし、1日1回までとする。

3 産前に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上限時間数は、母子健康手帳の交付を受けた日から出産日までの間に20時間以内とする。

4 産後に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上限時間数は、子の誕生日から子が1歳に到達する日までの間に60時間以内、子が1歳に到達した日から小学校就学の始期に達するまでの間に40時間以内とする。

5 前3項に規定する派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間及び生活必需品の買物に要する時間を合算したものとする。

(サポーターの要件)

第6条 サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者若しくはそれに準じた資格を有する者又は市長が適当と認める研修を修了した者であること。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(サポーターの研修)

第6条の2 受託事業者は、サポーターに対し、資質向上のために必要な研修を実施しなければならない。

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする対象家庭の保護者（以下「申請者」という。）は、奈良市エンゼルサポート事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 生活保護世帯 生活保護証明書
 - (2) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村
民税非課税世帯 非課税証明書
 - (3) ひとり親世帯（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年
奈良市条例第4号）の規定による助成を受けている世帯又はそれに準じる世帯を
いう。以下同じ。） 児童扶養手当証明書、ひとり親家庭等医療費受給資格証又
は戸籍謄本及び住民票の写し
 - (4) 多子世帯（申請者の子（妊娠中の場合は当該胎児も含む。）で、かつ、18歳
に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育している世
帯をいう。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の
写し
 - (5) 多胎児世帯（申請者の子（小学校就学前の者に限る。）で多胎妊娠により出生
した2人以上のものを養育している世帯又は多胎妊娠中の妊婦の属する世帯をい
う。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意の上で同項各号の書類により証する事実
が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。
(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合は、受託事業者による当該申請者の世帯の
状況の確認を踏まえ、事業利用の可否を決定し、速やかに奈良市エンゼルサポート事
業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとす
る。（事業計画の策定等）

第9条 受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者（以下「利
用者」という。）について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援す
る家事等の内容、回数、日時等を記載した奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報
告書（別記第3号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利
用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

- 2 受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等に
ついて、市長に報告しなければならない。
(派遣の除外等)

第10条 市長は、利用者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当するときは、
事業を実施しないものとする。

- (1) 感染性の疾患を有しているとき。
- (2) サポーターに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがあると認めら
れるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施が不相当と認められるとき。

(事務の調査)

第11条 市長は、事業の適正な実施を図るため、受託事業者が行う事務の内容を定
期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第12条 事業の利用を受けた利用者は、当該事業に要する費用として別表に掲げる利用負担額を、受託事業者に支払わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業の利用を受けた利用者は、サポーターが支援として行う生活必需品の買物に係る費用及び買物に係る移動に伴う交通費等を、受託事業者に支払わなければならない。

(変更及び辞退の届出等)

第13条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに当該変更を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退するときは、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

3 利用者が利用負担額の支払を要する場合であって、前項の規定による辞退の届出を訪問支援予定日の前日の午後5時以後に行ったときは、利用者は、別表の利用負担額に予定派遣時間数を乗じて得た額を受託事業者に支払わなければならない。

(派遣の取消)

第14条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、利用者へ通知するものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受託事業者及びサポーターは、事業の実施に当たり利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。受託事業者においては市からの事業の委託の終了又は解除の後、サポーターにおいてはその職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第16条 市及び受託事業者は、事業の実施に当たっては、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第150号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第167号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた事業の利用に係る申

請について適用し、施行日前に行われた事業の利用に係る申請については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市エンゼルサポート事業実施要綱別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月19日告示第126号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月28日告示第157号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

利用負担額

利用者の属する世帯	利用負担額
生活保護世帯	無料
市区町村民税非課税世帯	無料
ひとり親世帯	無料
多子世帯	無料
多胎児世帯	無料
上記以外の世帯	1時間まで500円 1時間以降30分までごとに250円

備考 4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合には、「市区町村民税非課税世帯」とあるのは「前年度分の市区町村民税非課税世帯」と読み替える。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 奈良市

ふりがな
氏名

電話

奈良市エンゼルサポート事業利用申請書

奈良市エンゼルサポート事業の利用について、次のとおり申請します。

	氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	職業及び学校名等	連絡先
世帯の状況					
世帯区分	該当するものを選択 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 多子世帯 <input type="checkbox"/> 多胎児世帯 <input type="checkbox"/> その他世帯				
利用区分	該当するものを選択 出産予定日 () <input type="checkbox"/> 産前 <input type="checkbox"/> 産後(出生後から1歳に達する日まで) <input type="checkbox"/> 1歳から就学前まで				
申請理由					
希望期間	期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	時 間	(週 回 曜日) 時 分から 時 分まで			
希望する支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴 <small>もく</small> の補助 <input type="checkbox"/> その他 ()				

裏面あり

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱第7条第2項に規定する区分の家庭であることについて、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況（所得の状況）・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。

氏名（申請者）

※申請時の聴取りによって、市が申請内容の審査のため必要と判断した方については、上記同意事項を確認の上、それぞれ記名押印してください。

氏名

氏名

氏名

氏名

奈良市エンゼルサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。

申請者 氏名

申請者の妻又は夫 氏名

※公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります

※本人自筆の署名があれば、記名押印に代えることができます。

年 月 日

様

奈良市長

奈良市エンゼルサポート事業利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市エンゼルサポート事業の利用について、下記のとおり 承認 不承認 したので通知します。

記

<input type="checkbox"/> 承認	
利用者氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上限時間	利用期間内の上限時間（ ）時間
負担額	
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 不承認	
理由	

年 月 日

奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書

		月分									
利用者	氏名										
	住所										
	電話番号										
日付	曜日	支援内容	利用予定時間			利用時間			確認欄		備考
			開始時間	終了時間	利用時間	開始時間	終了時間	利用時間	サービス提供者	利用者	
合計			日数	日	時間数	時間					
支援内容			1 食事の準備及び後片付け 2 住居の掃除又は整理整頓 3 被服の洗濯 4 生活必需品の買物 5 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助 6 その他（ <small>もく</small> ）								
備考											

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者住所 奈良市

氏名

電話

奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書

次のとおりエンゼルサポート事業の利用を辞退したいので届け出ます。

利用を辞退する日	年 月 日
辞退する理由	